

2021年2月15日

健保担当責任者 殿
被保険者各位

パナソニック健康保険組合

**令和3年福島県沖を震源とする地震の影響により被災した
被保険者等に係る一部負担金及び健康保険料等の取り扱いについて**

このたびの災害により被災された加入者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
令和3年2月13日に福島県沖を震源とする地震の影響による災害に伴い、内閣府は下記の地域に対して災害救助法の適用を決定しました。

当該地域に在住する世帯の当健保被保険者等に係る一部負担金及び、被災事業所における健康保険料等の取り扱いについて、必要に応じ下記の措置を講じることをお知らせいたします。

記

【適用地域】

別紙『令和3年福島県沖を震源とする地震にかかる災害救助法の適用について』をご参照ください。

【措置内容】

- ① 医療機関等窓口における一部負担金の徴収猶予及び減免
- ② 保険料の納付期限の延長及び納付猶予
- ③ 被災により被保険者証を紛失した場合の再交付及び受診

【上記の対象となる被災】

災害救助法の適用を受けた地域における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災を受けた状態
- ・被保険者が重篤な傷病を負った状態
- ・被保険者の行方が不明である状態

【お問い合わせ先】

パナソニック健康保険組合 保険業務部
事業統括課 山中
TEL 0120-878-863 (フリーダイヤル)

以上

令和3年福島県沖を震源とする地震にかかる災害救助法の適用について【第1報】

■災害の概要

1. 災害の概要

令和3年福島県沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、福島県は8市9町に災害救助法の適用を決定した。法適用日2月13日

災害救助法適用市町村	
【福島県】	福島市（ふくしまし） 郡山市（こおりやまし） 白河市（しらかわし） 須賀川市（すかがわし） 相馬市（そうまし） 南相馬市（みなみそうまし） 伊達市（だてし） 本宮市（もとみやし） 伊達郡桑折町（だてぐんこおりまち） 伊達郡国見町（だてぐんくにみまち） 岩瀬郡鏡石町（いわせぐんかがみいしまち） 大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいづみさとまち） 双葉郡広野町（ふたばぐんひろのまち） 双葉郡檜葉町（ふたばぐんならはまち） 双葉郡富岡町（ふたばぐんとみおかまち） 双葉郡浪江町（ふたばぐんなみえまち） 相馬郡新地町（そうまぐんしんちまち）

なお、最新の適用地域については、こちらからご覧になれます。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html